

(仮称) 新たなみさき公園整備運営等事業 募集要項等に対する質問への回答

番号	書類名	質問概要	該当項目										質問	回答		
			頁	行数	第1	1	(1)	①	ア	i)	a					
1	要求水準書	事業費用に関して	3	20	第1	4	(1)								「独立採算型事業を目標にする」とありますが、独立採算で全てを運営することが難しい場合は、町に費用についての相談が可能と言うことでしょうか？	(仮称) 新たなみさき公園整備運営等事業（以下「本事業」という。）の事業類型は独立採算型事業となります。ただし、事業者の初期投資に係る財務面での負担を軽減するため、当面の間、事業者の提案により、維持管理経費の取扱いについて双方協議するものとしています。 本事業に関し、町として、これ以外の費用負担に関する協議等を行う予定はありません。
2	要求水準書	事業方式について	3	22	第1	4	(1)								PFI 事業者の初期投資に係る財政負担を軽減するため、当面の間、公園内の森林エリアの維持管理（保安林及び隣接する未利用の森林エリアでの樹木・植栽等管理業務）及び公園内に存置された公園施設（主にトイレ及び観光灯台）の維持管理については、PFI 事業者の提案により、その取扱いについて双方協議するものとする。 → ・当面の間というのは具体的にどの程度の期間をイメージされていますでしょうか？ ・当面の間の維持管理費用としてどのくらいの費用を見込んでおりますでしょうか？ ・双方協議ということは、民間事業者は実施しないという提案も可能でしょうか？	当面の間とは、事業者の初期投資に係る財政負担の軽減に資する期間を予定しており、その期間は、事業者の提案に基づくものとします。 また、町が当面負担する維持管理費用は、前公園運営事業者が当該経費として要した金額を参考にする予定ですが、本町の厳しい財政状況を踏まえた上での協議となり、上限に満たない金額でしか負担できない場合があることはご理解ください。 なお、町が維持管理費を負担する森林エリア及び存置された公園施設の維持管理を行わない、という提案はできません。
3	要求水準書	先行開園について	4	4	第1	4	(3)								町が行う先行開園の敷地範囲と業務（管理）内容を教えてください。	令和3年4月から同年6月までの期間は、現行の駅前広場及び駐車場を対象とし、広場の清掃、樹木の剪定及び駐車場管理（料金徴収及び出納を含む）を行います。 令和3年7月から事業者による本格運営（同年12月予定）までの期間は、町が行う先行開園の範囲に休園中の旧遊園地エリアが新たに追加され、このエリアに係る樹木の剪定及び清掃業務などの維持管理業務を実施することを予定しております。
4	要求水準書	先行開園中の公園利用料金について	4	4	第1	4	(3)								先行開園中も入園料や駐車料金などの受け取りなどは行うのでしょうか？	先行開園中、町は、岬町立みさき公園条例の規定に基づき公園使用料（主に駐車場使用料など）を徴収しております。

番号	書類名	質問概要	該当項目										質問	回答	
			頁	行数	第1	1	(1)	①	ア	i)	a				
5	要求水準書	本格運営について	4	5	第1	4	(3)							先開園後に行う本格運営に関して求めている内容があれば教えてください。	本格運営においては、全面開園後と同じように、業務要求水準書及び事業提案に基づいて作成する公園計画の内容に従って、公園の維持管理・運営を行っていただく事になります。 ただし、事業者の提案によっては、業務要求水準書に定めるすべての業務を実施できない場合もあることから、あらかじめどの業務を行うかを維持管理業務計画書及び運営業務計画書に定めて実施していただくことになります。
6	要求水準書	本格運営について	4	5	第1	4	(3)							本格運営における業務内容について教えてください。	No5の回答を参照してください。
7	要求水準書	維持管理業務（樹木の管理）について	6	1	第1	4	(4)	6)						樹木の管理の管理範囲を図でお示しいただけますか？	樹木・植栽等管理業務の対象範囲は、本公園内のすべてのエリアとなります。 ただし、魚つき保安林エリアについては、大阪府との協議により、管理範囲が変更になる場合があります。
8	要求水準書	運営業務	6	11	第1	4	(4)	7)						公園施設の利用受付業務に関しては、無料施設に関しては特段受付は必要ない（事業者の提案）という認識でよろしいでしょうか？ 「個別公園施設の運営業務」というのは、事業者が新たに設置した公園施設という認識でよろしいでしょうか？	公園施設の利用受付業務については、有料・無料に関わらず、施設の利用者数を制限したり、施設利用の予約や利用開始・終了時間があるものなど、利用状況を管理・分析する必要がある施設において実施していただくように求めています。 また、個別公園施設の運営業務については、事業者が新たに整備する施設が対象となるほか、管理許可に基づいて、事業者が独占的に公園施設を利用して事業を行う場合も該当します。
9	要求水準書	町に支払う使用料等について	6	27	第1	4	(6)							「町が PFI 事業者に設置許可を与えることによる使用料」について、所与の算出式や単価基準はありますか。	本事業に係る業務要求水準書（令和3年1月6日公表）「別紙11公園施設設置管理許可制度における公園使用料の考え方について」に基づき取扱ます。
10	要求水準書	町に支払う使用料等について	6	27	第1	4	(6)							「『(5)PFI 事業者の収入』に定める PFI 事業者の収入を対象」とする使用料等について、収入に対してどのように町に支払う金額が決定されるのか、より詳細をご教示ください。	事業者が町に支払う使用料等は、事業者に設置許可を与えることによる使用料に加えて、「PFI 事業者の収入」に定める事業者の収入を対象にして事業者の提案による算定式により決定する納付金の合計になります。また、町財政に寄与することを考慮のうえ積極的な提案を求めたいと考えております。
11	要求水準書	事業統括責任者及び事業統括副責任者について	7	8	第1	5								事業統括責任者及び事業統括副責任者についての求められる資格などはありますか？	業務要求水準書において、事業統括責任者又は事業統括副責任者に対し、代表企業が直接雇用する正社員であることを求めています、それ以外に資格等に対する要件は設定していません。 事業を安定的に実施するため事業統括責任者及び事業統括副責任者の選定にあたっては、効果的な資格を保有する者の人選に努めていただく事を期待します。

番号	書類名	質問概要	該当項目										質問	回答		
			頁	行数	第1	1	(1)	①	ア	i)	a					
12	要求水準書	保険について	10	6	第1	11									火災保険に関しては土地所有者が加入するものではないでしょうか？	町が所有し、管理する既存施設の火災保険及び施設賠償責任保険は、町が加入します。 BOT及びB00方式で整備し、事業者が所有し、管理する施設については、火災保険に加入いただくことになります。その他、事業に必要な各種保険に加入してください。
13	要求水準書	要求水準の変更について	10	9	第1	12									「PFI 事業者の募集及び選定の段階で提出された事業の提案内容を踏まえて、業務要求水準書の内容を変更することがある」 →どのタイミングや状況によって要求水準を変更することがあるのでしょうか？複数応募者の公平性を期するために基本的には審査前の対話などを通じて変更の可能性があるということでのよろしいでしょうか？	第二次審査の提案書類提出前に、要求水準の解釈を明確化することを目的に個別対話を実施することを予定しております。この個別対話において、必要と判断される場合は、要求水準書の内容を変更し、その結果を公表します。 事業者選定後については、事業契約の締結における協議においても要求水準の解釈や見解のあいまいさを正す意味での調整を行う程度の変更を予定としています。
14	要求水準書	地盤状況の調査について	13	9	第2	1	(1)						6)		調査費用は事業者負担とのことですが、全額が事業者負担でしょうか。また調査の結果、重要な瑕疵等が発見された場合、リスク分担表に従って町の負担ということでのよろしいでしょうか。	本業務水準書の別紙等で示す調査結果以外には、情報がありませんので、必要な調査については事業者の負担で実施していただく事になります。 なお、土地や既存施設に重要な瑕疵等が発見された場合のリスク分担については、本事業実施方針別紙3の測量・調査リスク及び用地リスク等に従うことになります。
15	要求水準書	整備する公園施設について	15	1	第2	1	(2)								公園施設のBOT方式とB00方式の分類について、提案後に町の意向で切り替える可能性はありますか。	管理事務所及び維持管理に必要となる公園施設は、事業終了後、町が公園施設として管理するものとし、BOT方式で整備・運営する施設として計画することを求めています。また、カフェや売店等の便益施設や運動施設等で、収益性があり、運営のウェイトが高い公園施設は、事業終了後に撤去するものとし、B00方式で整備・運営する施設として計画することを求めています。 BOT方式及びB00方式の分類は、上記を踏まえて、事業者の提案に基づくものとし、一度決まった事業方式の変更を行う事は想定しておりません。ただし、提案内容によっては、契約締結の交渉の段階で、分類の変更を求める場合があります。
16	要求水準書	整備する公園施設について	15	1	第2	1	(2)								BOT施設とB00施設との割合に何か制約はありますか。	BOT施設とB00施設の割合についての条件は設定しておりません。
17	要求水準書	整備する公園施設について	15	10	第2	1	(2)						3)		表5の施設について、(様式IV-2A-⑧)から使用料を徴収しPFI事業者の収益とすることは可能と解しますが、無償とすべき施設はありますか。	表5に記載する公園施設のうち、駐車場(事業者の提案により変更は可能)を除き、基本的に無償で利用できるようにしてください。 必ず整備する公園施設の1つが無償で利用できる提案の場合は、残る同種の施設を有料としていただく事には制限を設けません(例えば、無料の遊具のほか、有料の遊具を設置することなど)。

番号	書類名	質問概要	該当項目										質問	回答
			頁	行数	第1	1	(1)	①	ア	i)	a			
18	要求水準書	防犯対策について	17	25	第2	2	(1)					4)	公園敷地を時間を定めての施錠管理し、入場を規制することは求められていますか。	<p>業務要求水準書「第9 運営業務に関する要求水準」において、本公園の開園日・開園時間を設定しておりますので、その内容に従い、開園日・開園時間を設定してください。</p> <p>なお、ご質問の趣旨が、夜間、公園利用者の制限を行うという趣旨であれば、公園区域の属性により、次の通りとなります。なお、下記については、事業者の提案内容により対応が変わる可能性がありますので、個別対話等においてご相談ください。</p> <p>【設置許可・管理許可の区域】：当該区域の入退場の管理を行っていただく事は可能です。</p> <p>【設置許可・管理許可の区域以外】：公園を独占的に利用する場合は、町による占用許可が必要になります。また、占用許可の対象とならない行為等の場合は、その利用を認めることができません。なお、占用許可によって利用を認められた場合、岬町都市公園条例に基づく占用使用料の支払いが必要となります。</p>
19	要求水準書	自転車利用について	18	11	第2	2	(1)					5)	本公園内の歩車分離について、園内のサイクリングは想定されていますか。	本町は、自転車活用推進法の趣旨を踏まえ、自転車を利用した街づくりを進めています。本事業では、公園内及び公園外の海岸部や観光施設とも連携したサイクリングロードの設置を推進する方針です。
20	要求水準書	トイレについて	21	21	第2		(2)	⑥				a	洋式の大便器は全て温水洗浄便座しなくてはならないのでしょうか？	新設するトイレの洋式大便器は、温水洗浄便座を設置してください。ただし、既設施設(トイレ)の大便器は、温水洗浄便座に変更が可能である場合、協議により改善するものとします。
21	要求水準書	設備計画	22	1		2	(3)	2)					活用可能な既存設備について一覧と仕様などの明細をお示ください。	既存設備については、町は情報を有していないことから、前公園運営業者から可能な範囲で入手し、提示します。
22	要求水準書	放送設備について	24	5	第2		(2)	①				p	放送設備に関して現状、放送設備に関しては残っているのでしょうか？	前公園運営事業者から無償譲渡を受けておりますが、この設備の利用にあたっては、当該設備を実際に確認していただく必要があるものと考えています。
23	要求水準書	時刻表示について	27	21			(4)	④				c	時刻表示に関しての大きさなどの定めはありますか？	具体的な大きさなどの定めは設けておりません。公園利用者が見やすい時刻表示設備として下さい。
24	要求水準書	業務期間	33	3	第3	1	(3)						業務期間は10年～30年で事業者の提案によるとありますが、例えば10年単位などまとまった期間での提案とする必要がありますでしょうか。	10年以上30年以内としていますが、10年以上であれば、11年でも12年でも設定することは可能です。
25	要求水準書	備品の調達について	42	25			(4)	②					BOT 施設に配置する什器備品のうち、公園施設の所有権を町に移転する時点で引続き利用可能な什器備品については、その所有権を無償で町に移転すること。 →事業者が撤退する際に必要な備品であっても町に所有権を移す必要があるのでしょうか？	BOT施設に配置する備品のうち、事業者が事業終了する時点で利用可能なものは無償で町に譲渡していただきます。ただし、事業者がこれにより難いと判断する場合は、双方協議により、その取扱方法を決定することとします。

番号	書類名	質問概要	該当項目										質問	回答	
			頁	行数	第1	1	(1)	①	ア	i)	a				
26	要求水準書	開園準備について	45	20	第7	1	(4)							開園準備責任者と事業統括責任者は別々に配置しなくてはならないのでしょうか？	要求水準書P45「(4) 開園準備業務責任者の配置及び実施体制」に記載している通り、開園準備業務責任者は、町が求める要求水準を満たすことを前提に、事業統括責任者を兼ねることを認めております。
27	要求水準書	利用予約について	46	22	第7	2	(1)	2)						予約体制が構築できれば、1ヶ月より前（例えば6ヶ月前など）より予約を開始してもよろしいでしょうか？	業務要求水準書の趣旨は、遅くとも1か月前までの予約開始を求めているものであり、それ以上早い時期からの予約を行っていただく事は可能です。
28	要求水準書	開園記念行事について	47	26	第7	2	(2)	3)						本格運営開始時の簡易な開園記念行事とはどのようなものを想定されていますか？ 先行開園時と本格運営開始時では運営内容に変更がないかと思いますが、どのような観点から必要でしょうか？	事業者による本格運営開始に際しての開園記念行事は、事業者の紹介、公園計画の概要及び全面開園に向けた具体的な公園整備スケジュールなどを公開し、新たなみさき公園に対する関心を高めることを目的に行政・議会・事業者などの本事業関係者及びマスコミ関係者を対象にしたオープニング式典を行うことを予定しております。
29	要求水準書	警備について	57	16	第8	2	(6)	2)						警備は年間を通して終日、有人警備とするとあるが、定休日や利用者がいない夜間も含み有人警備とすることでしょうか？ また、AIやロボットなどを活用した警備などは不可でしょうか？	警備業務においては、「警備は、年間を通して終日（24時間）実施すること。」と「警備方法は、機械警備を原則とし、必要に応じて有人警備を行うこと。」を求めており、定休日や夜間などは、機械警備としていただいております。 AIやロボットなどを活用した警備は可能ですが、警備に係る要求水準が満足されるものとしてください。
30	要求水準書	開園日	60	3	第9	1	(2)							1週間のうち6日以上開園とされていますが、休園日に制約はありますか。また、年末年始など、特別期間についても1週間のうち6日以上開園という条件となりますでしょうか。	開園日・開園時間は、岬町立みさき公園条例において記載する範囲内において、事業者の提案によるものとします。 事業者が利用者のサービス向上等のため特に必要と判断する時は、本町の許可を得て開園日・開園時間を変更する提案を行うことができます。
31	要求水準書	利用料金の減免	60	24	第9	1	(3)	1)	③					利用料金の減免については事業者の提案によるとありますが、●円以上の減免など最低ラインの設定はありますか。	利用料金の減免に関する考え方は、業務要求水準書別紙11を参照してください。また、減免率（額）については事業者の提案内容に基づき、町と協議のうえ決定します。
32	要求水準書	既存施設の利用料金	61	8	第9	1	(3)	3)						町が所有する既存施設のうち有料とする公園施設とは具体的にどの施設とになるのでしょうか？	業務要求水準書別紙3に掲げる既存施設のうち有料施設となりうる公園施設は、No.29の野外ステージが想定されます。また、その他駐車場や広場なども有料公園施設とすることが想定できます。 詳細は、事業者の提案内容により協議することになります。
33	要求水準書	運営業務責任者について	63	12	第9	1	(8)							運営業務責任者と事業統括責任者はかねることは可能でしょうか？	事業統括責任者が兼ねることができるのは、町が求める要求水準を満たすことを前提に運営業務責任者、開園準備業務責任者となります。

番号	書類名	質問概要	該当項目										質問	回答	
			頁	行数	第1	1	(1)	①	ア	i)	a				
34	要求水準書	指定管理業務について	64	6	第9	1	(14)							指定管理業務の指定に関しては、民間事業者から提案可能という認識でよろしいでしょうか？	指定管理者の指定に関しては、議会の議決を経て行われるものであり、民間事業者の意向を踏まえて調整する要素はありません。
35	要求水準書	利用規則について	68	19	第9	2	(4)	2)						「利用規則に従い、予約の受付を行うこと」ということですが、利用規則は、事業者の提案により定めるという認識で相違ないでしょうか？	ご理解の通りですが、事前に協議を行い、町の承諾を得る必要がありますのでご注意ください。
36	要求水準書	イベント開催支援業務について	69	27	第9	2	(6)							「町や関連団体が主催並びに共催するイベント」についてPFI事業者が支援を行う旨記載がありますが、公園施設利用料及び支援に係る経費は、民間主催者に対するのと同様、町や関連団体に対して請求できるものと解釈してよろしいでしょうか。	事業者は、町や関連団体などが主催するイベントが円滑に開催できるよう、公園施設利用料の減免などその支援を行っていただきます。この支援の際、事業者が負担することになる経費については、事業者からの提案内容により判断することとします。
37	要求水準書	用途地域	12	4	第2	1	(1)	1)						用途地域を現在の第2種住居地域から近隣商業地域に変更した場合、建物を建築できる面積はどの程度増えるかご教示ください。	用途地域の変更により、建築基準法上の延床面積の制約は解消されるものと見込んでおりますが、都市公園条例（都市公園法に基づく）に定める制限には従っていただくこととなります。都市公園条例では、一部を除き、公園施設の建築面積の合計が公園面積の2%以下になるように定めており、新たなみさき公園の場合、公園全体で約6,600㎡が建築面積の上限となります。現在、既存施設が約2,100㎡分の建築面積を占有しており、PFI事業者が整備することができる公園施設の建築面積の上限は約4,500㎡となります。一方、都市公園条例には容積率等の定めがありません。容積率については、用途地域の制限が上限となりますが、公園自体の面積が広大であり、実用上の制限はないに等しいものと考えております。 なお、公園施設の種類によっては、建築面積の上限が緩和されることがあり、これを上回る建築面積まで施設を整備することも可能です。建築面積の上限が緩和される公園施設の種類と緩和内容については、業務要求水準書12ページに記載のとおりであり、休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫等は+10%、国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物等は+20%、屋根付き広場、壁を有しない雨天用運動場等は+10%が適用されます。そのため、要求水準書で用途地域が変更されない場合の上限として示している面積（約9,200㎡）は、公園施設の建築面積の緩和も影響しているものであり、公園面積の2%よりも大きな面積となっていることにご留意ください。

番号	書類名	質問概要	該当項目										質問	回答		
			頁	行数	第1	1	(1)	①	ア	i)	a					
38	要求水準書	公園施設設置管理許可制度における公園使用料	12	31	第2	1	(1)	4)							<p>用途地域の変更がなされない場合の質問ということで回答します。</p> <p>みさき公園に存置する既存施設の建築面積は約2,100㎡、延床面積が約2,200㎡となりますので、新たに整備できる建築面積の上限は、建築面積が緩和されない公園施設で約4,500㎡以下、延床面積の上限は約7,000㎡以下（約9,200㎡を公園全体の延床面積の制限とした場合）となります。この建築面積に対応する設置許可の使用料は、単位面積㎡あたりの使用料は40円/月となり、4,500㎡×40円/㎡・月で計算され、設置許可の使用料の支払額は、毎月、約180千円/月となります。</p> <p>なお、上記の使用料は、は、あくまでも建築面積を対象とした場合の設置許可使用料の場合であり、提案の内容により、外構なども対象面積に含めることとなります。また、屋外施設についても設置許可に伴う使用料が発生しますので、あくまでも参考としてお考えください。</p>	
39	募集要項	スケジュール 個別対話について	17												<p>個別対話の際、その時点の撤去工事の進捗状況の確認、撤去後の状態について現地で確認することは可能でしょうか？また、撤去後の状態に関して、もう少し詳しく示した資料をいただけませんか？撤去についての計画など。（例えば、撤去後の地面の状況など。）</p>	<p>個別対話の際における現地確認は可能です。個別対話の申込みの際に、現地確認の希望を確認することとします。また、撤去後の状態に関する資料については、前公園管理事業者から入手できれば提供可能となります。</p>
40	募集要項	個別対話	17	1	第4		(1)	⑦							<p>個別対話にて応募者が事業範囲の縮小に関する質問や提案を行い、それを町が受け入れた場合、本公募内で大幅に募集要項や要求水準が変わることはあり得ますか？あるいは内容を変えて再公募の形をとるのでしょうか？再公募となった場合、本公募に応募した企業に加点されるなど配慮はありますでしょうか？</p>	<p>個別対話においては、業務要求水準書の記載内容の明確化や認識の共有などを目的として行うことを意図しており、現時点の考え方として、事業範囲の縮小や大幅な事業内容や事業条件の変更を行う場合は、再公募を行うことになるものと考えております。</p>
41	記載要領及び様式集（その3）	様式IV-2A⑦⑧⑨													<p>事業年度の期間に合わせた列の追加については、事業期間内で毎年同額で計上する期間については、掲載省略とすることはできますでしょうか。</p>	<p>掲載の省略を行っていただく事は可能ですが、計算ミスがしやすくなるという懸念がありますのでご注意ください。</p>

番号	書類名	質問概要	該当項目										質問	回答	
			頁	行数	第1	1	(1)	①	ア	i)	a				
42	別紙11	1に記載している使用料の考え方	1	2		1	(1) (2)							今回の事業を行う場合、ここでの設置許可使用料や管理許可使用料は民間事業者が町に対して支払う使用料となるか否かご教示ください。	本事業において、PFI事業者は、設置許可及び管理許可に伴う使用料を、町に支払っていただくこととなります。別紙11は使用料の算定方法の考え方や金額水準のイメージを伝えるものであり、業務要求水準書6ページの『4.(6) 町に支払う使用料等』に「PFI事業者が町に支払う使用料等は、町財政に寄与することを考慮のうえ、町がPFI事業者に設置許可を与えることによる使用料及び『(5)PFI事業者の収入』に定めるPFI事業者の収入を対象にして、PFI事業者の提案に基づき協議のうえ決定する。」と記載しているとおり、詳細は、事業者の提案に基づき協議により定めることとなります。町財政負担の軽減に寄与するような使用料をご提案いただくことを期待します。
43	別紙11	設置許可と管理許可の違い	1	2		1	(1) (2)							設置許可と管理許可の単価設定が異なっているが、どのような場合が設置許可や管理許可になるかご教示ください。	設置許可は、公園管理者（岬町）以外の者が公園施設を設置し管理する場合に生じる、公園の敷地を使用することに対する使用料です。本事業では、PFI事業者が新たに施設を整備する区域は、屋外施設、屋内施設に関わらず、設置許可が必要となり、その設置許可が必要な面積に対して、使用料を算定します。一方、管理許可は、公園管理者以外の者が既存の公園施設を管理する場合に生じる、公園施設を使用することに対する使用料です。本事業においては、PFI事業者が、町が所有する建物を飲食施設や物販施設等の便益施設として利用する場合や、屋外ステージを収益施設として継続的に利用する場合などが該当し、この場合は、当該公園施設の管理の許可を受ける必要があります。今回のPFI事業では、既存の施設を改変することなく独占的に使用する提案があった場合、管理許可の対象となり、その面積に対して使用料を算定します。なお、既存施設を継続的に独占利用しない場合は、指定管理者制度の枠組みにおいて当該施設の維持管理・運営を行っていただくこととなります。したがって、当該既存施設をPFI事業者が利用する場合は、一般の利用者と同じように施設の予約等をしていただき、公の施設の使用料を支払って頂くこととなります。本事業は、利用料金制を採用するため、PFI事業者から得る利用料を指定管理者の収入として取り扱うこととなります。
44	別紙11	公園内に建物を建てた場合の取扱い	1	2		1	(1) (2)							公園内に営利を目的とする建物（ex.飲食店）を立てた場合は、設置許可使用料を支払うことになるのか、管理許可使用料を支払うことになるのかご教示ください。	今回のPFI事業の事業方式は、PFI事業者が新たに整備する施設を事業期間中PFI事業者が所有するB00方式及びBOT方式を採用しており、PFI事業者が新たに整備する施設を公園施設内に整備し所有するために公園内を使用する許可として、設置許可を付与することとなります。したがって、屋内、屋外に関わらずPFI事業者が整備する施設の全区域を対象に、設置許可の使用料が発生することとなります。ご質問のように、PFI事業者が飲食店舗を新たに整備して運営する場合も上記の設置許可の対象に含まれており、設置許可の使用料を町に支払っていただくこととなります。